

## ◆定款変更届添付書類一覧

(○印…必ず添付する書類、△印…必要な場合のみ添付する書類)

	区 分	基本財産の 増加 (土地、建物 現金) ※1	事務所の 所在地の 変更	公告の方 法の変更	備 考	
1	定款変更届	○	○	○		
2	理事会議事録 (写)	○	○	○	原本証明※2	
3	評議員会議事録 (写)	○	○	○	原本証明	
4	変更後の定款※3	○	○	○		
5	現行の定款	○	○	○	原本証明	
6	財産目録	○	—	—		
7	施 設 建 設 関 係 書 類	補助金等の確定通知書 (写)	△	—	—	原本証明
8		助成金確定通知書 (写)	△	—	—	原本証明
9		借入金決定通知書 (写) 又は 受理証明書 (写) 等	△	—	—	原本証明
10		償還計画書	△	—	—	
11		償還金贈与契約書 (写) 贈与者の身分証明書 (写) 印鑑登録証明書 (写)	△	—	—	原本証明
12		建築資金贈与契約書 (写) 贈与者の身分証明書 (写) 印鑑登録証明書 (写)	△	—	—	原本証明
13		工事関係契約書 (写) 又は 見積書 (写)	△	—	—	原本証明
14		不動産売買契約書 (写) 又は 贈与契約書 (写)	△	—	—	原本証明
15		不動産登記事項証明書 (写)	△	—	—	原本証明
16		検査済証 (写) 又は 確認済証 (写)	△	—	—	原本証明
17	建物の図面(案内図、配置図、平面図)	△	—	—		
18	法人登記全部事項証明書 (謄本) (写)	—	○	—	原本証明	
19	残高証明書	△	—	—		
20	その他必要な書類	△	△	△	要 問い合わせ	

※1 ア 以下に掲げる基本財産の単純な増加の場合に限り、届け出事項となります。  
・現金の増加

- ・土地の追加
  - ・建物の新築及び増築（既存建物の取壊し等、処分を伴わない場合に限る）
- イ 登記を伴わない建物の附属設備（スプリンクラー、エレベーター、冷暖房設備）の整備など、面積の増加がない場合は届出の必要はありません。
- ウ 基本財産の処分に伴う基本財産の追加の場合には、基本財産処分承認申請及び定款変更認可申請が必要となります。

※2 提出書類は、正本、副本の2部提出してください。なお、原本を添付する必要がある書類については、正本のみ原本添付とし、副本については写しの添付で可とします。

〈原本証明の例〉

年 月 日  
社会福祉法人〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇 (理事長印)

※3 変更後の定款の末尾に施行期日（附則）を記載してください。

〈施行期日（附則）の記載例〉

附 則  
この定款は、 年 月 日より施行する。